

## 1. 東京都がん・生殖医療連携ネットワークについて

### (1) がん・生殖医療連携ネットワークとは

「小児・A Y A 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱」（国要綱）より

都道府県は、以下の目的を達成するため、あらかじめ指定医療機関、原疾患治療施設及び当該都道府県等の連携体制を構築する。

- ① 対象者が適切に妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療を知り、希望した場合に速やかに、かつ、適切な妊孕性温存治療法及び温存後生殖補助医療を受けることができる体制を構築すること。
- ② 関係者が連携して相談支援体制を確保すること。

構成機関	構成職種	連携推進に資する事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がん等診療施設</li> <li>・ 妊孕性温存療法実施医療機関</li> <li>・ 行政機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がん等診療医</li> <li>・ 生殖医療医</li> <li>・ 相談支援担当者 (医療・生殖医療・ 精神心理支援)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関連学会と連携して、がん・生殖医療に携わる医療従事者に対して研修の機会を提供することによる人材育成支援 ex)がん・生殖医療ナビゲーターや専門心理士等の養成</li> <li>● がん・生殖医療に関する医療従事者、患者・都民への啓発活動</li> <li>● がん・生殖医療の連携状況における課題の把握と解決に向けた検討会の開催 ex) がん治療施設の生殖医療相談の実態把握や患者への適切な意思決定支援の方策検討</li> </ul>

### (2) 今年度までのネットワーク

- ✓ 「東京都小児・A Y A 世代がん診療連携協議会」をネットワークとして活用

【構成施設】 都内小児がん拠点病院、東京都小児がん診療病院

【これまでの具体的な取組】

- がん・生殖医療学会作成の「診療情報提供書」を参考に、施設間で患者紹介時に都における地域性等を加味し、加除項目等を検討し、共通紹介状様式等を作成（R 3）
- 各施設における生殖機能温存に係る取組状況・連携状況等についての発表（R 3）
- テーマや症例の検討を設定した小グループによる検討会（R 4）
- 妊孕性温存に関する知識を持たない患者向けにがん治療医からの最初の情報提供に用いるためのチラシを作成、好事例の共有・勉強会開催（R 3～R 4）



都のがん・生殖医療の更なる充実のため、新たな体制でのネットワークを構築する

# 主に A Y A 世代がん患者を対象とした令和 5 年度の取組案①

## (3) 東京都がん・生殖医療連携ネットワーク体制の見直し

令和 5 年度より以下のとおりネットワーク体制を見直す。

### ① ネットワークの構成

- a. 助成事業に係る指定医療機関及び都内がん診療連携拠点病院等で構成されるネットワークを構築
- b. 構成医療機関の中から幹事医療機関（約 10 医療機関）を選定し、その他を参画医療機関とする。

### ② 構成医療機関の各役割

- a. 幹事医療機関
  - ・・・がん・生殖医療連携に関する取組の企画や運営等
- b. 参画医療機関・・・各取組への参加・運営補助  
地域における活発な情報交換・連携の促進

### ③ ネットワークでの具体的取組（案）

#### i 人材育成研修会の開催及びその企画委員会

目的：関連学会と連携して、がん・生殖医療に携わる医療従事者に対して研修の機会を提供する。

対象者：がん・生殖医療に係る連携実務者（医療ソーシャルワーカー、看護師等の相談支援員）

委員会委員：医師、看護師及び医療ソーシャルワーカー

#### ii がん・生殖医療連携セミナーの開催及びその企画委員会

目的：がん治療及び生殖医療に係る専門性の高い知識などを正確に定着、判断力や対応力を向上させ、より広く・充実した、がん・生殖医療を提供する。

対象者：がん・生殖医療に携わる医師、看護師等専門職

委員会委員：医師、看護師及びがん・生殖医療に関する専門家

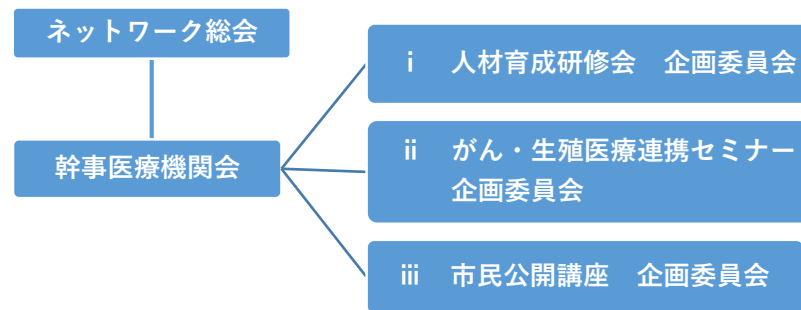
#### iii 市民公開講座の開催及びその企画委員会

目的：がん・生殖医療に係る専門的な知識等の継続的発信により、都民が安心して治療を受けられるようにする。

対象者：都民・患者、その他医療従事者

委員会委員：医師、看護師及びがん・生殖医療に関する専門家／医療ソーシャルワーカー、看護師等の相談支援員、患者代表

#### ➤ ネットワークの体制



#### ➤ スケジュール

R4	R5			
④	①	②	③	④
委託先 選定	取組調整 委託手続		ネットワーク運営	
医療機関 説明会				

## 2. がん患者へのアピランス支援事業について

### (1) 目的及び概要

脱毛や乳房の切除など、がん治療に伴う外見（アピランス）の変化の悩みを抱えている患者に対し、ウィッグなどの購入等にかかる費用を助成する区市町村を支援

### (2) 補助内容等

#### ① 対象者

がん治療に伴う脱毛や乳房の切除によって地域生活に支障があり、ウィッグや胸部補正具を必要とする患者

② 補助基準額 1 回当たり 1 0 0 千円

③ 回数 1 人当たり 計 2 回 ※ 1 回当たり 1 個 ※ 年度ごとのリセットは行わない

#### ④ 範囲（品目）

頭部	ウィッグ（装着用ネット含む）	毛付き帽子
胸部	人工乳房	補正下着 弾性着衣

※ 助成申請する場合「ウィッグと人工乳房各 1 回」や「ウィッグを 2 回」など組み合わせは自由

⑤ 補助率 区市町村が要した経費の 1 / 2 を都が補助する